「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」二次答申（案）に対する意見及び意見に対する考え方

■ 意見募集期間：令和８年１月24日（土）から同年２月24日（火）まで

■ 案　件　番　号：　145210639

■ 意 見 提 出 数：11件（法人・団体：７件、個人：０件、匿名：４件）※意見提出数は、意見提出者数としています。

■ 意 見 提 出 者：以下のとおり（受付順・敬称略）

受付	意見提出者
1	匿名A
2	匿名B
3	匿名C
4	楽天モバイル株式会社
5	株式会社NTTドコモ
6	匿名D
7	ソフトバンク株式会社
8	KDDI株式会社
9	NTT西日本株式会社
10	NTT東日本株式会社
11	アルテリア・ネットワークス株式会社

■ 「第2章　電話のユニバーサルサービスに係る交付金制度」に対する意見

意　見	考え方	案の修正
（意見1）（令和7年度以降の算定方法についての意見） 「NTT東西によるメタル回線の巻取りと光回線への置換えは、令和17（2035）年度に向けて、今後順次実施されていく予定であり、まだ本格化していないこと」を踏まえ、「実際の回線種別に基づき算定を行うことが適当」との考え方が示されました。 一方で、2025年9月29日にNTT東日本殿及びNTT西日本殿が公表した「今後の固定電話サービスについて」において、2028年度からエリア単位での固定電話サービスの終了及び移行を進める計画が示されており、今後メタル回線から光回線への移行は段階的に進展すると見込まれます。 以上を踏まえて、少なくとも2028年度認可申請分以降の算定方式については、当該時点のLRICモデルに基づき、メタル回線と光回線の経済性（費用）の比較を実施した上で、より効率的かつ低廉な回線種別を採用することが適当であると考えます。 【ソフトバンク株式会社】	（意見1に対する考え方） 電話のユニバーサルサービスに係る交付金制度の在り方については、接続政策委員会における現行のLRICモデルに係る議論や、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社（以下「NTT東西」という。）によるメタル回線の巻取りと代替サービスへの移行に係る計画・状況等も踏まえて、引き続き適時適切に検討を行うことが適当と考えます。	無
（意見2）（令和7年度以降の算定方法についての意見） ・（1）第9次IP-LRICモデルのみに基づく算定、（2）実際の回線種別に基づく算定及び（3）FRTの台数に係るモデル外補正の継続について、検討の方向性で取りまとめられた内容に賛同いたします。 ・（4）NTT東西の代替サービス（光回線電話、ワイヤレス固定電話及びブロードバンドサービス（＋重畳型のIP電話））への移行費用を補填することについては、NTT東西からの他の要望・提案と同様、第三節検討の方向性に記載された「電話のユニバーサルサービスに係る交付金の規模や負担金の単価といった制度全般に大きな影響を与え得る論点であるため、今後、最終保障提供責務に係る新たな交付金制度の検討及びそれに伴う現行の交付金制度の見直し等の際に一体的に検討を行う」べき論点であると考えます。 一体的な検討を行う際には、以下の点も考慮に入れた上で、補填の要否を慎重に検討すべきと考えます。 ① メタル縮退によるコスト削減効果 ・ NTT東西のメタル回線の巻取りにより、メタル網と光網の並行運用の維持費の削減、メタル網の電力消費・保守費用・設備更新費用等の削減に加えて、エネルギー効率の高い光網への移行によるさらなるコスト削減効果が見込まれること、2025年２月３日の情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方最終答申」（以下「最終答申」という。）における「撤去されたメタル回線設備（銅線）の売却益については、移行に要する費用への充当等も含め、メタル固定電話の事業収支に与える影響等について、関係者間で議論を進めるべきとの意見があったことに留意する必要がある。」との指摘を踏まえる必要があること ② ブロードバンドサービス移行拡大による収支改善 ・ 赤字のメタル固定電話から採算性の高いブロードバンドサービスに移行することで、NTT東西のユニバーサルサービス全体で見れば収支の改善が見込まれること ③ 異なる種別に対する補填の合理性 ・ ブロードバンドサービスは、本来の第一号基礎的電気通信役務の同一種別における代替サービスとは異なる第二号基礎的電気通信役務として位置付けられており、第二号基礎的電気通信役務への補填を	（意見2に対する考え方） 前段の御意見については、本答申（案）に対する賛同の御意見として承ります。 NTT東西による代替サービスへの移行に係る費用を交付金による補填の対象とするのかといった点については、本答申（案）7頁に記載のとおり、NTT東西によるメタル回線の巻取りと代替サービスへの移行に係る計画・状況等を踏まえて、引き続き適時適切に検討を行うことが適当と考えます。	無

第一号基礎的電気通信役務の交付金で行うことは合理的ではないこと ④ 公正な競争環境への影響 ・ NTT東西の加入電話から同社の代替サービス移行に限り、費用を交付金で補填することは、他事業者のサービスを含めた利用者の自由なサービス選択を歪めるおそれがあること ・ 答申案で言及されている「代替サービスへの移行に係る費用」の範囲が、固定電話サービス移行円滑化委員会（第1回）に提出されたNTT東西資料に例示されている「契約料」「工事費」「月額費用」である場合は、本来事業者が負担すべき競争領域のコストを交付金で補填することとなり、NTT東西以外の事業者の正当な事業努力を阻害するおそれがあること ・ NTT東西が事実上独占してきた加入電話からの移行において、競争が進展しているブロードバンドサービスへの移行費用を同社のみに補填することは、競争事業者との公正な競争条件を阻害するおそれがあること ・ 光回線の利活用促進が政策目的であるならば、移行費用の補填はNTT東西に限定せず、全ての競争事業者に等しく適用されるべきであること 【KDDI株式会社】		
（意見3）（災害時用公衆電話に係る補填についての意見） ○ 災害時用公衆電話については、災害時に避難所等における通信手段を確保することを目的とした国民生活に不可欠なサービスであることから、自治体要請による設置台数の増加や外部環境の変化（物価上昇等）等を踏まえ、補填額の上限の緩和について継続的に検討すべきと考えます。 ○ 周知・広報については自治体要望も踏まえ、引き続き連携して対応していく考えです。 【NTT東日本株式会社／NTT西日本株式会社】	（意見3に対する考え方） 前段の御意見については、本答申（案）13頁に記載のとおり、交付金の原資となる負担金が、携帯電話等の最終利用者に転嫁されているという実態に鑑み、国民負担を抑制する観点から、第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額が基準額（37.2億円）を下回る場合には、その差額を上限として、災害時用公衆電話について補填を行うことが適当と考えますが、電話のユニバーサルサービスに係る交付金制度の在り方については、社会環境の変化等を踏まえ、引き続き適時適切に検討を行うことが適当と考えます。 後段の御意見については、NTT東西において、災害時用公衆電話の更なる活用に向けて、自治体等の関係者と連携しながら効果的な周知・広報が行われることを期待しています。	無
（意見4）（その他（中長期的に検討が必要な事項）についての意見） 災害時の緊急公衆電話について言及が有りましたが、 現状無線通信(スマートフォン)の普及や災害時の無線局の対応の早さを考えると、無線中継で使える公衆電話(形状はスマートフォンがいいか固定電話がいいか判りませんが)というのが有っても、いいのではないでしょうか。 大きな地震災害ではまず電話線の復旧だけで一週間？数か月かかります。 災害時の無線通信の無料開放も行われていますが、電話器自体の提供も、需要があるかも知れません。 普段スマートフォンで電話をかける人は、かける先の電話番号を覚えていないものなので、災害時に紛失・破損などした場合に回復できる、(スマートフォン各社が行っている)セキュリティ保護された連絡帳のクラウド保存の普及呼び掛けと、各社に対するセキュリティの向上の要求も、望ましいと思います。 【匿名C】	（意見4に対する考え方） 今後の電話のユニバーサルサービス制度及び情報通信行政に関する参考の御意見として承ります。 なお、災害時の通信における新技術の活用については、現行の技術的な基準等との整合性のほか、今後の技術の進展や利用の実態等を踏まえ、引き続き適時適切に検討を行うことが適当と考えます。	無

（意見5）（その他（中長期的に検討が必要な事項）についての意見） ・（1）現行の交付金制度の抜本的な見直し、（3）加入電話に係るベンチマークにおける2σの撤廃については、その見直しの方向性や交付金の算定対象の変化等により、交付金が肥大化する可能性が非常に高く、ひいては利用者負担の大幅な増加が懸念されます。したがって、これらは個別に切り出して議論するものではなく、検討の方向性に示されているとおり、「電話のユニバーサルサービスに係る交付金の規模や負担金の単価といった制度全般に大きな影響を与え得る論点であるため、今後、最終保障提供責務に係る新たな交付金制度の検討及びそれに伴う現行の交付金制度の見直し等の際に一体的に検討を行う」べき論点であると考えます。その際には、交付金の算定にLRICモデルを用いてきた意義（例えば、交付金算定に係る透明性の確保等）や利用者負担の増加の程度、将来的な予測などを検証し、丁寧な議論を行っていただくことを強く要望します。 【KDDI株式会社】	（意見5に対する考え方） 本答申（案）に対する賛同の御意見として承ります。 今後の検討においては、引き続き関連事業者・団体からのヒアリングの機会を設けることなどにより、丁寧な議論を進めてまいります。	無
（意見6）（その他（中長期的に検討が必要な事項）についての意見） ・（2）に示された衛星通信をはじめとするNTNについては、政府が目標として掲げる「光ファイバの世帯カバー率99.9%」の達成後に残る光未整備エリアにおいて、光ファイバの整備・移行を補完する手段として限定的に捉えるべきと考えます。あくまで最終保障提供責務の履行において基本となるのは光ファイバ網であり、衛星通信等は補完として位置付けるべきと考えます。 ・なお、最終答申※でも書かれているとおり、「現時点でユニバーサルサービスに位置付けることは時期尚早であり、今後の技術の進展や利用の実態等を踏まえ、その位置付けは引き続き検討することが適当である。」と考えます。 ※ 2. 取組の方向性 ＜略＞ （3） 非地上系ネットワーク（NTN）の扱いの検討 NTNは、平時では、離島、海上、山間部等の効率的なカバーに、非常時では、ネットワークの冗長性確保に有用であるが、未だサービスの導入期・揺籃期にあると考えられ、以下の点等を踏まえると、現時点でユニバーサルサービスに位置付けることは時期尚早であり、今後の技術の進展や利用の実態等を踏まえ、その位置付けは引き続き検討することが適当である。 ① 衛星コンステレーションによるサービスについては、現時点では、例えば、居住エリア外等でのサービスの選択肢としては考えられるものの、海外の事業者に依存していることに加え、地上系ネットワークと比較すると、利用者が増えた場合の安定性・性能が見極められない面があること ② HAPSによるサービスについては、NTTドコモは2026年、ソフトバンクは2027年の商用化を目指して取組を進めている状況にあり、現時点ではサービスが未提供であること 【KDDI株式会社】	（意見6に対する考え方） 新技術の活用については、本答申（案）15頁に記載のとおり、電話のユニバーサルサービスに係る交付金の規模や負担金の単価といった制度全般に大きな影響を与え得る論点であるため、今後、最終保障提供責務に係る新たな交付金制度の検討等も踏まえて、引き続き適時適切に検討を行うことが適当と考えます。	無
（意見7）（その他（中長期的に検討が必要な事項）についての意見） 〇 2025年9月に当社より発表した「今後の固定電話サービスについて」にて加入電話のサービス移行を発表しており、2035年頃までに段階的に代替サービスへの移行を進めていく考えです。 〇 お客様が代替サービスに移行しても、メタル設備に収容されている全てのお客様が移行完了できないとメタル設備が撤去できない等の事情を踏まえれば、移行期間における固定電話の赤字は引き続き拡大す	（意見7に対する考え方） 現行の交付金制度の抜本的な見直し等については、本答申（案）16頁に記載のとおり、電話のユニバーサルサービスに係る交付金の規模や負担金の単価といった制度全般に大きな影響を与え得る論点であるため、今後、最終保障提供責務に係る新た	無

る見込みであるため、その間における老朽化したメタル設備の保全・更改対応や災害対策等に必要な体制維持・構築等により、固定電話の安定的な提供を維持する観点から、現行の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法を見直し、安定的な電話サービスが提供可能となるよう、赤字に対する補填の拡充が必要と考えます。 ○ 具体的には、移行期間の固定電話に係るユニバーサルサービス交付金の算定方法について、代替サービスについても補填対象に追加した上で、現行のLRICモデルを用いた原価算定、及び当該原価に基づくベンチマーク方式による補填額算定を廃止し、実際に生じている赤字を直接補填する制度に見直すべきと考えます。 ○ 直ちに現行方式（LRICモデルを用いた補填額算定やベンチマーク方式による交付金の算定方法）の見直しが困難だとしても、少なくとも、加入電話の補填額を「収容局毎の平均回線単価とベンチマーク水準（全国平均費用＋標準偏差の2倍）の差額」とする算定方法は、以下の観点から、「収容局毎の平均回線単価と全国平均費用の差額」に戻すこと等が必要だと考えます。 ✓ 現行方式が整理された当初は、ベンチマーク水準を用いた場合、均一料金を設定する事業者は全国平均費用とベンチマーク水準の差額を回収できないため、「収容局毎の平均回線単価と全国平均費用の差額」を補填することが適当と整理されたこと（「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」答申（2005年10月）） ✓ 上記の補填額算定の考え方は全国均一料金維持のために最低限担保されるべきであったところ、2009年度に当時の番号単価7円以下に利用者負担を抑制する観点から、当分の間の措置として、「全国平均費用＋標準偏差の2倍」のベンチマーク水準を用いて交付金を算定することとされたこと ✓ 一方で、利用者負担については、2026年適用予定の番号単価は2円であり、2009年当時の番号単価7円（交付金制度導入以降最大：8円）を大きく下回っている状況であること ○ なお、上記のベンチマーク水準の見直し有無にかかわらず、移行期間においては、代替サービスへの移行に伴う補填額減少を抑制するための措置を講じることは不可欠だと考えます。 【NTT東日本株式会社／NTT西日本株式会社】	な交付金制度の検討等も踏まえて、引き続き適時適切に検討を行うことが適当と考えます。	
（意見8）（その他） 電話料金を現行の半額まで下げてください。 【匿名B】	（意見8に対する考え方） 電話のユニバーサルサービスの料金については、市場環境を踏まえ、競争原理を通じ、各々の事業者の経営判断によって決定されており、提供事業者には、料金等について定めた契約約款の届出義務等が課されていることから、利用者の利益が確保されていると考えています。 なお、現在、ユニバーサルサービス化について具体的な検討が進んでいるモバイル網固定電話については、加入電話との比較においては、低廉な料金で提供されていると承知しています。	無

■ 「第3章　ブロードバンドのユニバーサルサービスに係る交付金制度」に対する意見

意　見	考え方（案）	案の修正
（意見9）（「3年後検討」の進め方に対する意見） ・ 令和4年改正法附則の規定に基づく「3年後検討」を行っていくことが適当とする検討の方向性に賛同いたします。検討にあたっては、利用者負担が増加しないことに留意し、最終保障提供責務に係る新たな交付金制度の検討及びそれに伴う現行の交付金制度の見直し等の際に一体的に検討を行うべきであると考えます。 【KDDI株式会社】	（意見9に対する考え方） 本答申（案）に対する賛同の御意見として承ります。 いわゆる「3年後検討」の実施に当たっては、本答申（案）22頁に記載のとおり、最終保障提供責務に係る交付金の在り方と現行制度との整合性を確保しつつ検討を進めることが適当と考えます。	無
（意見10）（「3年後検討」の進め方に対する意見） ・ 第二種負担金制度に係る今後の検討に向け、第二種適格電気通信事業者からの要望・提案を鑑み、「3年後検討」および一部事項について「3年後検討」を待たずに検討を進めることについて賛同します ・ 他方、第二種交付金の交付条件を見直す場合、第二種負担金へ一定の影響が生じると考えられることを踏まえ、今後の検討に際しては当該影響規模等を明らかにしたうえで議論が必要と考えます 【株式会社NTTドコモ】	（意見10に対する考え方） 前段の御意見については、本答申（案）に対する賛同の御意見として承ります。 後段の御意見については、いわゆる「3年後検討」の実施に当たり参考とすることが適当と考えます。	無
（意見11）（「3年後検討」の進め方に対する意見） 「本制度の運用に携わる者、関わる者から、適時、本制度に対する要望・提案を聞き取り、これらの全てを俎上に載せ、本章冒頭で述べた、令和 4 年改正法附則の規定に基づく『3 年後検討』を行っていくこと」に対しては賛同いたします。 また、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービスに係る交付金制度を「施行の状況を確認しながら、柔軟に、適時適切な見直しを行っていくことが重要である」こと、及び「必ずしも今後の『3 年後検討』を待つ必要」はないとする「第二種適格電気通信事業者からの要望・提案のうち、第二種交付金の額に直接の影響がない、または、第二種交付金の原価算定の対象範囲に直接の影響がない（略）4 点」の検討を当面進めることについては理解いたします。 しかしながら、「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方一次答申（案）」（P50）において「なるべく多くの電気通信事業者が、第二種適格電気通信事業者としての資格を備えうる水準とする方向で検討を進めていくことが適当」とされるなど、今後「本制度の運用に携わる者、関わる者」の裾野が広がることが想定される中、「第二種電気通信事業者からの要望・提案」があるなどするたび、細切れな、あるいは過度に頻繁な制度改正を行うことについては、制度の安定性及び予見性を確保していく上で、慎重に検討されるべきであると考えます。 つきましては、本制度の施行の状況を確認するまでもなく予見可能な論点については「3 年後検討」の機会に網羅的に議論いただき、交付金の対象が真に必要な範囲（区域・設備等）に限定されているか等につ	（意見11に対する考え方） 冒頭の御意見については、本答申（案）に対する賛同の御意見として承ります。 冒頭以外の御意見について、いわゆる「3年後検討」の実施に当たっては、制度の安定性や予見性に加え、本答申（案）23頁に記載のとおり、技術的な動向や、ユニバーサルサービスの安定的・効率的な提供の確保、事業者や行政における運用コストの軽減といった点を勘案することが適当と考えます。	無

いて公開の場においても検証・議論しながら、制度改正の検討を一括して行って頂けるようご配慮をお願い申し上げます。 【楽天モバイル株式会社】		
（意見12）（「3年後検討」の進め方に対する意見） ○ 未整備地域のブロードバンド基盤の整備・維持と既存地域（公設地域等）における安定・継続的なブロードバンドサービスの提供を進めていく観点から、現行のブロードバンドの交付金制度について、交付金の額に直接の影響がない4点の項目のみでなく、事業者ヒアリングにおいて当社から要望している事項（交付要件の緩和・支援の継続性の確保等）等について早急に検討・改善を行う必要があると考えます。 ＜当社要望事項＞ ①交付要件の緩和 ②サービス提供事業者による制度活用の促進 ③支援の継続性の確保 ④支援の予見性の確保 ⑤サービス提供当初からの支援 ⑥既設海底ケーブルに係る交付金支援 ⑦自治体による支援対象外費用の負担軽減 【NTT東日本株式会社／NTT西日本株式会社】	（意見12に対する考え方） 本答申（案）21頁に記載のとおり、第二種適格電気通信事業者からの本制度に対する要望・提案に加え、本制度に携わる者・関わる者から本制度に対する要望・提案を聞き取った上で、いわゆる「3年後検討」を行っていくことが適当と考えます。	無
（意見13）（「3年後検討」の進め方に対する意見） ○ また、現在、第二種適格電気通信事業者には全国で3社しか申請・指定をされておらず、第二種適格電気通信事業者以外の事業者のみがブロードバンドサービスを提供しているエリアも多く存在している状況となっておりますが、上記改善を行うことにより、事業者において予見性が高まるなど、既にそのエリアで設備構築・サービスを行っている事業者が第二種適格電気通信事業者の指定を受けるインセンティブが働き、最終保障提供責務の担い手が増えることによって、効率的に役務提供できるようになり、結果として国民負担の軽減に寄与すると考えます。 【NTT東日本株式会社／NTT西日本株式会社】	（意見13に対する考え方） 御意見については、いわゆる「3年後検討」の実施に当たり参考とすることが適当と考えます。	無

■ 「第4章　今後に向けて」に対する意見

意　見	考え方（案）	案の修正
（意見14）（「3年後検討」の進め方に対する意見） 　最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方については、三次答申に向け、本年3月以降に事業者ヒアリングが予定されているものと認識しています。 　ブロードバンドのユニバーサルサービス制度については、本年3月より負担金の徴収が開始され、第二種負担金の納付義務を負う電気通信事業者においては、回線数報告、転嫁、事業者間精算等の制度運用が開始されます。これらは実務作業を伴う新たなプロセスであり、実際の運用を通じて初めて顕在化する課題の出現も考えられます。 　そのため、3月頃の事業者ヒアリングのみならず、一連の制度運用プロセスを経た後に、実際の運用経験を踏まえて顕在化した課題等について改めて事業者ヒアリングを実施することが有効であると考えます。 　なお、本年の負担金徴収は年 1 回とされていますが、今後、交付額の増加により、月次等、年に複数回の徴収となる可能性も想定しています。 　また、新たな形態のサービス提供が開始された場合に、既存の様式や制度上の整理に必ずしも整合しないケースが生じ、報告・課金といった制度運用に支障が出る可能性もあります。（例えば、過去議論・制度における趣旨からは、二重負担の必要性がないとされる場合でも、形式的に二重負担が生じてしまう等） 　以上を踏まえ、制度運用開始後においても、適時事業者ヒアリングを実施する等、実態を踏まえた制度見直しを機動的に行うことが望ましいと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	（意見14に対する考え方） 　実態を踏まえた制度見直しの機動的な実施については、本答申（案）21頁に記載のとおり、施行の状況を確認し、本制度に携わる者・関わる者の御意見を伺いながら、いわゆる「3年後検討」を行っていくことが適当と考えます。	無
（意見15）（「3年後検討」の進め方に対する意見） 　ブロードバンドのユニバーサルサービスに係る交付金制度の詳細の検討に当たっては、その制度特性※も踏まえ、公平性確保や国民負担抑制の観点から慎重に検討すべきと考えます。特に、交付金の交付を受ける事業者と、原資となる負担金を拠出する事業者、その原資負担を転嫁される利用者たる国民にとって、公平性・透明性が確保される制度であることは重要です。また、交付金の原資負担は最終的には国民に転嫁され得るものであるため、支援対象の拡大等により負担総額が増加する場合には、その妥当性や費用対効果（運用負担も含む）について十分な検証が必要です。 ※「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方　答申（令和6年3月 28 日）」を参照 ・「BB ユニバ制度は、受益者負担の考え方の下、支援区域における事業展開を電気通信事業者間で互いに支え合う制度である。」（P4）	（意見15に対する考え方） 　御意見については、いわゆる「3年後検討」の実施に当たり参考とすることが適当と考えます。	無

・「第二種交付金の原資は、一義的には電気通信事業者が負担するものであるが、その負担が最終的には利用者たる国民に転嫁され得る」（P6） 【ソフトバンク株式会社】		
（意見16）（「3年後検討」の進め方に対する意見） ユニバーサルサービス制度の設計にあたり、「簡素性」（規制費用あるいは事業者の規制対応費用が増大しない簡素な算定方式であること※）は重要な基本視点のひとつです。 しかしながら、現行制度においては、 ・役務ごとの判別が必要であること ・役務構成（自己設置、接続、卸、ぶつ切り）により報告・転嫁の対象が異なること ・末端の詳細かつ精緻な情報・利用形態の把握が必要であること ・それらの情報を上流の事業者が把握・整理する必要があること 等の点から、事業者の事務負担は極めて大きく、「簡素性」が十分に確保されている状況ではないと考えます。 今後、最終保障提供責務の導入に伴う制度議論や、ブロードバンドユニバーサルサービス制度の「3 年後検討」の規定に基づく見直し等が予定されていますが、事業者の意見を十分に踏まえ、簡素化（運用コストの軽減）に向けた具体的な検討がなされることを強く要望します。 ※「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」答申（平成17年10月25日）を参照（P34-35） 【ソフトバンク株式会社】	（意見16に対する考え方） 御意見については、いわゆる「3年後検討」の実施に当たり参考とすることが適当と考えます。	無
（意見17）（共同住宅等向けサービスに係る負担金の算定方法等に対する意見） ブロードバンドユニバーサルサービス制度の「3 年後検討」として、集合住宅向けサービスの負担金の算定方法および運用について、改めて検討することを要望します。 現状、集合住宅向け FTTH サービスについて、集合住宅向けサービスを提供する事業者（以下、「マンション ISP 事業者」といいます。）が他の事業者が提供する足回り回線（集合住宅への引込み回線をいいます。）と接続して集合住宅向けサービスを提供している場合、マンション ISP 事業者が様式 30 の 2 を用いて回線数（提供戸数）を報告し、その報告回線数に基づく負担金を足回り回線を提供する負担事業者が負担することとなっておりますが、以下の 2 つの課題が存在すると認識しております。 ・マンション ISP 事業者が報告する回線数に基づき、負担事業者の負担額が算定されるが、報告を要しない事業者が報告していたり、報告を要する事業者が報告していないという事例が散見され、負担事業者の適正かつ公平な負担が阻害されている懸念がある。 ・負担事業者である足回り回線事業者には、マンション ISP 事業者ごとの回線数（提供戸数）を通知の上、負担金を請求する運用となっている（内訳を把握するため必須）が、競合他社に回線数（提供戸数）が開示されるという公正競争上の懸念がある。	（意見17に対する考え方） 御意見については、制度の運用状況を踏まえ、今後、総務省において検討するに当たり参考とすることが適当と考えます。 なお、現行制度における共同住宅等向けのサービスに係る負担金の算定方法や当該負担金を算定するための回線数の報告については、制度創設時における、負担金を納付する事業者の受益の程度や制度の簡素化といった観点からの議論を踏まえ、整備・運用されているものと承知しています。	無

上記事態（他社の報告に基づく負担や競合他社への提供回線数の開示）を回避できるような制度の見直しを改めて検討していただくことを要望します。 【アルテリア・ネットワークス株式会社】		

■ その他の意見

意 見	考え方(案)	案の修正
(意見18) 答申(案)を支持しますが、最終保障提供責務の導入を機に、通信料金を公共料金化すべきです。しない方がおかしい状況です。 ユニバーサルサービスは通信の公共性を象徴しますが、大手寡占による料金高止まり(月5,000円超)が弱者(高齢者・低所得層)のアクセスを阻害(地方普及率75% vs 都市90%)。最終保障が進むなら、平常時も国民全員が安く使えるべきです。公共料金化で基本プランを月3,000円以下に上限設定し、シンプルプラン限定にすれば、家計負担10-20%軽減が可能。段階制禁止とデータ無制限低価格プラン義務化で地方デバイド解消。MNP簡易化と手数料・解約金禁止でMVNO躍進、端末分離でCO2削減5%を実現。これで金儲け優先を終わらせ、持続可能な社会を構築できます。答申(案)に反映を求めます。 【匿名A】	(意見18に対する考え方) 冒頭の御意見については、本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。 冒頭以外の御意見については、総務省において、今後の施策の参考とすることが適当と考えます。	無
(意見19) 支持しますが、最終保障提供責務の導入を機に、通信料金を公共料金化し、地方普及を義務化すべきです。 ユニバーサルサービスは通信の公共性を象徴しますが、大手寡占による料金高止まり(月5,000円超)が弱者(高齢者・低所得層)のアクセスを阻害しています(地方普及率75% vs 都市90%)。最終保障が進むなら、平常時も国民全員が安く使えるべきです。 数年前の菅政権では「大幅値下げ余地がある」としていたのに、いつの間にか毎年のように値上げし続け、コスト上昇を言い訳に国民に負担を押し付けています。儲かりすぎてる証拠(利益率20-30%)であり、金儲け優先をこれ以上好き勝手させてはいけません。公共料金化で基本プランを月3,000円以下に上限設定し、シンプルプラン限定にすれば、家計負担10-20%軽減が可能。段階制禁止とデータ無制限低価格プラン・低容量プラン義務化で、高齢者のビデオ通話やオンライン医療利用を促進し、地方デバイドを解消します。MNP簡易化と手数料・解約金禁止でMVNO躍進、端末分離でCO2削減5%を実現。これで金儲け優先を終わらせ、持続可能な社会を構築できます。答申(案)に公共料金化を強く反映を求めます。 【匿名D】	(意見19に対する考え方) 冒頭の御意見については、本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。 冒頭以外の御意見については、総務省において、今後の施策の参考とすることが適当と考えます。	無

(以上)